

令和7年度
東原地区交通対策住民参画業務委託
特記仕様書

令和7年2月

座間市 都市部 道路課

第1章 総 則

1. 適用範囲

本特記仕様書は、座間市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に業務委託する「令和7年度 東原地区交通対策住民参画業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

2. 目的

本業務の目的は、東原地区の交通対策実施案の作成に当たり、住民参画手法を導入し、地域住民の意見や提案を聴取し、まとめること。

なお、当該業務委託の内容は、下記6. 業務委託内容のとおり。

3. 契約期間

本業務委託の契約期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月26日までとする。

4. 契約金額の支払い

本業務の支払いについては完成時一括支払いとする。

5. 業務委託対象地域

本業務の対象地域は、座間市東原一丁目、東原二丁目、栗原中央五丁目地域を基準地域とする。

6. 業務委託内容

本業務で実施内容は、次のとおりとする。

(1) 全体業務工程の作成（令和7年度～令和8年度）

- ・ 令和7年度の業務委託内容を基に、当業務目的を達成するために今後必要な作業項目と実施スケジュールを作成すること。

(2) 基準地域の状況把握

- ・ 基準地域の交通量や交通事故などの交通情報の収集と整理を行うこと。
- ・ 地元自治会や関係する団体等に聞き取りを行うこと。
- ・ アンケートを実施すること。

(3) 基準地域への周知

- ・ 基準地域の交通対策実施案を作成する計画であること、地域の意見や提案を聴取する場を設けることをニューズレターやホームページ等で周知すること。

7. 成果品

業務委託で使用した資料及び収集した情報等を整理したもの、アンケートとアンケート結果を整理したものなどを報告書として取りまとめるものとする。

- | | | |
|------------------|-----|---------------|
| (1) 報告書 | A4版 | 2部 (ドッチファイル綴) |
| (2) 打合せ記録簿 | | 2部 |
| (3) 電子データ (CD-R) | | 2枚 |
| (4) その他必要資料等 | | 1式 (甲と協議して提出) |

なお、成果品の提出は紙ベースを2部提出し、更に全てのデジタルデータを提出するものとする。デジタルデータは主にWord, Excel, 及びCAD (ファイル形式は別途協議する) にて作成し、オリジナルデータ及びPDFデータをCD電子媒体にて納品するものとする。

8. 法令の遵守

乙は、本業務の実施にあたり、業務委託契約書及び本業務委託仕様書並びに関係法令を順守し、業務の円滑な進捗を図ること。また、これらに明記なき事項については、甲と協議のうえ別に定めるものとする。

9. 資料の貸与

本業務の遂行にあたり、調査すべき諸事項は乙が行うものとするが、既往調査資料又は、文献等で甲が所有しているものは業務の必要に応じて貸与する。

乙は、資料の貸与を受けた場合、そのリストを作成し甲の承認を受けなければならない。また、貸与された資料は、業務完了時にすべて返却するものとする。

10. 検査及び納品

乙は、業務完了にあたり、甲の完了検査を受け、合格した後に所定の部数を納品するものとする。

11. 疑義

本仕様書記載事項並びに本業務の実施について疑義が生じた場合は、甲と乙が誠意を持って協議し、その解決に努めるものとする。

12. 秘密保持と中立の義務

乙は、本業務の遂行にあたり中立性を厳守するものとし、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

13. その他

仕様書に明示されていないものでも、本業務の性質上当然必要な事項及び法令又は慣例によって履行しなければならない事項は、甲の指示により乙の負担で処理しなければならない。

乙は、本業務の完了後であっても業務の失策、不備が発見された場合は速やかに成果品の訂正をしなければならない。これに要する費用は乙の負担とする。なお、本業務に関する成果品の著作権は、全て甲に帰属するものとする。